

(うぐい)
—一〇センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

老部川内水面漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料
	手釣	一日	四〇〇円
	竿釣	一年	二五〇円

ただし、遊漁する場合において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に二〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小中学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじ ます、ひめます(鳴沼のみ)、 うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	一〇〇〇円

(1) 老部川内水面漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合 納付の方法

あらかじめ老部川内水面漁業協同組合事務所(下北郡東通村大字白糠字老

坂本燃料店(下北郡東通村大字白糠字老部二番地二)、

小川商店(下北郡東通村大字白糠字前田九番地九)又は

昆商店(下北郡東通村大字白糠字前田八番地一)に納付すること。ただし、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。
青森県内水面漁業協同組合連合会(三戸郡三戸町大字八日町二七番地)

遊漁承認証に関する事項

遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。

遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

漁場監視員の要求があつた場合は、遊漁承認証を掲示しなければならない。

遊漁に際し守るべき事項

ない。
(三) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。

遊漁者は、産卵場として組合が指定する区域において川底を攬はんしてはならない。

遊場監視員は、規則の励行に関して、必要な指示を行うことがある。

ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

(一) 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することができる。この場合遊漁料を支拂い戻しはしない。

(二) 遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

(一) 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することができる。この場合遊漁料を支拂い戻しはしない。

(二) 遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

施行の日 平成十五年九月一日

9 違反者に対する措置に関する事項

(一) 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することができる。この場合遊漁料を支拂い戻しはしない。

(二) 遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

三十六 1 漁業権者の名称及び住所

老部川内水面漁業協同組合 下北郡東通村大字白糠字老部五九番地二

認可年月日 平成十五年九月一日

4 3 2 漁業権の免許番号 内共第三十九号

(一) 遊漁についての制限の範囲

手釣、竿釣以外の漁具、漁法によつて遊漁してはならない。

まき餌を使用してはならない。

遊漁期間

(二) 次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚種	期間
あゆ	七月一日から九月三十日まで
やまめ、いわな、うぐい	五月一日から九月三十日まで

遊漁の時間は、日の出より日没までとする。

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間
下北郡東通村大字白糠字銅屋二五地内李沢	一月一日から十二月三十一日まで

渓流魚	全魚種	遊漁承認証別
あゆ、やまめ、いわな、うぐい、ひめます(鶴沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鶴沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り
竿釣り	竿釣り	竿釣り
五〇〇円	一〇,〇〇〇円	遊漁料

(1) 老部川内水面漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚種	漁具	漁法	期間	遊漁料
あゆ、やまめ、いわな、うぐい	手釣	一日	四〇〇円	
いわな、うぐい	竿釣	一年	二,五〇〇円	
あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鶴沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	竿釣り	遊漁の方法	遊漁料

遊漁料	魚種	全長
一〇センチメートル	やまめ、いわな	一五センチメートル
うぐい	あゆ	

(一) 遊漁料の額及びその納付の方法

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

老部橋上流端から河口までの区域	五月一日から七月十日まで
一月一日から十二月三十一日まで	

6

(二) 遊漁承認証に関する事項

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会(三戸郡三戸町大字八日町二七番地)

当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができます。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

右岸及び左岸に設置した標柱を結ぶ線(保護水面下流端)から下流の同村大字白糠字家の上七二番地地内老部川右岸及び同村大字白糠字銅屋二三番地五地内老部川左岸に設置した標柱を結ぶ線までの間の李沢及び老部川の区域。ただし、李沢との合流点から上流の老部川を除く

下北郡東通村大字白糠字家の上七二番地地内老部川右岸及び同村大字白糠字銅屋二三番地五地内老部川左岸に設置した標柱を結ぶ線から下流の老部橋上流端までの間の老部川の区域

7

(二) 遊漁に際し守るべき事項

遊漁者、遊漁承認証を携帯しなければならない。

遊漁者、遊漁承認証を掲示しなければならない。

遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。

遊漁者は、産卵場として組合が指定する区域において川底を攪はんしてはならない。

遊漁者、ブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

遊漁者、漁場監視員は、規則の励行に関して、必要な指示を行うことがある。

漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはない。

遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料を徴収する。

施行の日 平成十五年九月一日

三十七 1 漁業権者の名称及び住所

六ヶ所村海水漁業協同組合 上北郡六ヶ所村大字尾駒字野附一二四九番地
認可年月日 平成十五年九月一日

4 3 漁業権の免許番号 内共第四十号
漁業についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

手釣、竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚種	期間
やまめ、いわな	四月一日から九月三十日まで

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

河口から老部川橋上流端までの区域	期間
	一月一日から十二月三十一日まで

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
やまめ、いわな	一五センチメートル

(一) 遊漁料の額及びその納付の方法

六ヶ所村海水漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合	魚種	漁具	漁法	期間	遊漁料
やまめ、いわな	手釣			一日	四〇〇円
	竿釣			一年	三,〇〇〇円

ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に五〇円を加算した額とする。また、未就学の児童については無料、小中学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

渓流魚	遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
あゆ、やまめ、いわな、にじ	あゆ、やまめ、いわな、にじ	手釣り	手釣り	一〇,〇〇〇円
ます、ひめます(鶴沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	ます、ひめます(鶴沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	竿釣り	竿釣り	五〇〇円

(二) 納付の方法

(1) 六ヶ所村海水漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

老部川生産組合長(上北郡六ヶ所村大字尾駿字野附一〇八番地三)に納付す

ること。ただし、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することがができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会(三戸郡三戸町大字八日町二七番地)

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

(3) 遊漁承認証に関する事項

遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。

(4) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(5) 遊漁に際し守るべき事項

遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはなら

(6) 遊漁者、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(7) 遊漁者、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(8) 遊漁に際し守るべき事項

遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはなら

(9) 遊漁に際し守るべき事項

遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはなら

(10) 遊漁に際し守るべき事項

遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはなら

(11) 遊漁に際し守るべき事項

遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはなら

(12) 遊漁に際し守るべき事項

遊漁者は、相互に適當な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはなら

(13) 遊漁に際し守るべき事項

遊漁者は、相互に適當な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはなら

(14) 遊漁に際し守るべき事項

遊漁者は、相互に適當な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはなら

(15) 遊漁に際し守るべき事項

遊漁者は、相互に適當な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはなら

(16) 施行の日 平成十五年九月一日

三十八 1 漁業権者の名称及び住所

六ヶ所村漁業協同組合 上北郡六ヶ所村大字平沼字道ノ下一五番地一

認可年月日 平成十五年九月一日

漁業権の免許番号 内共第四十二号

遊漁についての制限の範囲

漁具、漁法の制限

手釣、竿釣、たも網以外の漁具、漁法によつて遊漁してはならない。
次の表の上欄に掲げる漁具、漁法による遊漁はそれぞれ下欄に掲げる規模の範囲内でなければならぬ。

漁具、漁法	規 模
たも網	本日二二節以上の網目で口径一メートル以内

まき餌を使用してはならない。

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚種	期 間
こい、ふな、うなぎ	四月二十一日から十二月三十一日まで
わかさぎ	四月二十一日から六月二十日まで 九月一日から翌年三月十五日まで

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間
田面木沼	一月一日から十二月三十一日まで
上流部の平沼川河口中央から半径五〇〇メートルの区域	
市柳沼	
上流部の石渡川河口中央から半径五〇〇メートルの区域	
高瀬川	竿釣以外の漁具、漁法
河口から上流七〇〇メートルまでの間の区域	一月一日から十二月三十一日まで

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを探捕してはならない。

魚種	全 長
こい	二〇センチメートル
ふな	一五センチメートル
うなぎ	二〇センチメートル
わかさぎ	三センチメートル

(一) 遊漁料の額及びその納付の方法

遊漁料

(1) 六ヶ所村漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合	
魚種	漁具、漁法
期 間	遊漁料
こい、ふな、うなぎ、わかさぎ	手釣、竿釣、たも網
一年	一日 三〇〇円

ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に一〇〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

(1) 納付の方法	
遊漁承認証別	魚種
全魚種	遊漁の方法
渓流魚	手釣り
あゆ、やまめ、いわな、にじ	手釣り
ます、ひめます(鶯沼のみ)	竿釣り
うぐい、こい、ふな、うなぎ	一〇〇〇円
やまめ、いわな、にじます、	
ひめます(鶯沼のみ)、	
うぐい、こい、ふな、うなぎ	
竿釣り	
手釣り	
五〇〇〇円	

(2) 六ヶ所村漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

あらかじめ六ヶ所村漁業協同組合事務所(上北郡六ヶ所村大字平沼字道ノ下一五番地一)に納付すること。ただし、手釣、竿釣、たも網の漁具、漁法によつて遊漁の場合には、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会(三戸郡三戸町大字八日町二七番地)

(四) 遊漁承認証に関する事項

遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

遊漁承認証は、遊漁承認証を携帯しなければならない。

遊漁に際し守るべき事項

遊漁者は、遊漁承認証を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(三) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

(二) 游漁場監視員に関する事項

遊漁場監視員に

- (一) (1) 漁場監視員は、規則の励行に関して、必要な指示を行なうことがある。
 (二) (1) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。
- 9 違反者に対する措置に関する事項
 (一) 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはしない。
 (二) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、⁵の(一)(1)の遊漁料を徴収する。
- 10 施行の日 平成十五年九月一日
- 三十九 1 漁業権者の名称及び住所
 小川原湖漁業協同組合 上北郡上北町旭北四丁目三一一番地六六二
- 2 認可年月日 平成十五年九月一日
- 3 漁業権の免許番号 内共第四十四号
- 4 遊漁についての制限の範囲
 (一) 漁具、漁法の制限
 手釣、竿釣、たも網以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。
 次の表の上欄に掲げる漁具、漁法による遊漁はそれぞれ下欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。
- | 漁具、漁法 | 規 | 模 |
|-------|-----------|---|
| たも網 | 口径一メートル以内 | |
- (二) 遊漁期間
 次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。
- | 魚種 | 期間 |
|------------------|------------------------------------|
| こい、ふな、うぐい、うなぎ、えび | 一月一日から十二月三十一日まで |
| わかさぎ | 四月二十一日から六月二十日まで
九月一日から翌年三月十五日まで |
- 5 全長制限
 次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。
- | 魚種 | 全長 |
|-----|-----------|
| こい | 二〇センチメートル |
| うなぎ | 三〇センチメートル |
- 6 遊漁承認証別
 (1) 納付の方法
 小川原湖漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合
 あらかじめ小川原湖漁業協同組合事務所(上北郡上北町旭北四丁目三一一番地六六二)に納付すること。ただし、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。
 (2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合
 遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行なうものとする。
 青森県内水面漁業協同組合連合会(三戸郡三戸町大字八日町二七番地)
- 7 遊漁に際し守るべき事項
 (一) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
 (二) 遊漁者は、姉戸川河口両岸一〇〇メートルの区域では川底を搅はんしてはならない。
 (三) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。
- 8 漁場監視員に関する事項
 漁場監視員は、規則の励行に関して、必要な指示を行なうことがある。
- (一) 遊漁料の額及びその納付の方法

遊漁承認証別		遊漁する場合	
魚種	遊漁の方法	遊漁料	期間
こい、ふな、えび、うぐい、うなぎ	手釣り、竿釣り	三百円	一日
い、うなぎ、わかさぎ	手釣り、竿釣り	二、五百円	一年

魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料
いわな、やまめ	手釣 竿釣	一年	二,000円
いわな	手釣 竿釣	一日	二,000円
いわな	手釣 竿釣	一日	二,000円
いわな	手釣 竿釣	一日	二,000円

- (二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。
- 9 違反者に対する措置に関する事項
- (一) 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはない。
- (二) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)(1)の遊漁料を徴収する。
- 10 施行の日 平成十五年九月一日
- 四十一 漁業権者の名称及び住所
七戸川内水面漁業協同組合 上北郡七戸町字七戸一八番地
認可年月日 平成十五年九月一日
- 3 漁業権の免許番号 内共第四十五号
- 4 遊漁についての制限の範囲
(一) 漁具、漁法の制限
手釣、竿釣以外の漁具、漁法によつて遊漁してはならない。
- (二) 遊漁期間
次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。
- | 魚種 | 期間 |
|-------------------|-----------------|
| こい、いわな、やまめ | 四月一日から九月三十日まで |
| 区 域 | 期 間 |
| 作田川と和田川との合流点から柏葉橋 | 一月一日から十二月三十一日まで |
- (三) 禁止区域及び期間
次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。
- | 魚種 | 期間 |
|------------|-----------------|
| こい、いわな、やまめ | 一月一日から十二月三十一日まで |
- 5 全長制限
までの区域
次表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。
- | 魚種 | 全長 |
|---------|-----------|
| いわな、やまめ | 二〇センチメートル |
- (1) 遊漁料の額及びその納付の方方法
- (1) 七戸川内水面漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合
- (2) 青森県内水面漁業協同組合連合会(三戸郡三戸町大字八日町二七番地)で遊漁する場合
- (3) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合
- (4) 游漁承認証に関する事項
- 6 遊漁承認証を携帯しなければならない。
遊漁者は、遊漁承認証を携帯してはならない。
- 7 遊漁に際し守るべき事項
(一) 游漁者、漁場監視員の要求があつた場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。
遊漁者は、川底を搅はんしてはならない。
- (二) 游漁者、漁場監視員は、規則の勧行に関して、必要な指示を行ふことがある。
漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示

遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	10,000円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	五,000円

ただし、遊漁する場合において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に100円を加算した額とする。また、未就学の児童、小学生又は七十歳以上の老齢者については無料、中学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合